

該当するお客様へ、以下の書面をお送りしておりますので、ご案内申し上げます。

HSBC証券会社東京支店  
日本における代表者  
永原 千華子

### お客様の情報のHSBCグループ会社間の共有について (コンプライアンス目的)

この書面(以下「本状」)は、「HSBC 在日会社」(香港上海銀行在日支店、HSBC証券会社、HSBCアセットマネジメント株式会社の3社を総称)をはじめとする、「HSBCグループ会社」(HSBC Holdings plcおよび/またはその関連会社、子会社、関係会社ならびにそれらの支店及び事務所の総称または個別の会社等)におけるお客様情報の共有に関しお知らせするものです。詳細は下記をご覧ください。

#### 記

HSBC グループ会社内において、お客様情報をコンプライアンス目的で共有させて頂く背景：「HSBC在日会社」を含む、「HSBCグループ会社」は、金融機関の一員として金融犯罪に立ち向かうための法律および規則遵守の強化に努めております。金融犯罪はその性質上、しばしば国境を越えて展開されるものであり、「HSBCグループ会社」は、日本においてのみならず、世界中でこの義務を遵守すべく真摯に取り組んでおります。すなわち、「HSBCグループ会社」は、資金洗浄(マネー・ロンダリング)、テロリストへの資金供与、詐欺、贈収賄あるいは脱税等の金融犯罪の検知および防止をすべく、あらゆる国・地域において法律や規制を遵守し、また監督当局、司法当局その他の機関と協力しております。

「HSBCグループ会社」は、お客様に対し銀行および金融サービスを提供させて頂くにあたり、上記の義務を果たすべく、お客様、お客様のHSBCにおける口座および取引、ならびにお客様の事業に関連するその他の情報を、「HSBCグループ会社」内で共有させていただきたいと存じます。ただし、お客様におかれましては、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第2項に基づき、何時でも係る情報の共有停止を求めること(オプトアウト)が可能です。

なお、お客様が、すでに個別に「HSBCグループ会社」のいずれか1社と「秘密保持契約」を締結されている場合、その対象となる情報は、今後も引き続き当該「秘密保持契約」に基づき管理されます。また、お客様情報に関する、過去の、あるいは将来におけるお客様の同意、許可(「情報同意書等」等)は、適用法令により認められる限り、完全に効力を有するものとします。本状、他の取

引規定あるいは「情報同意書等」等により、「HSBCグループ会社」による顧客情報の取得、利用および共有は累積的・追加的に認められるものとし、相互に不利益または制限を与えることがないと解釈されるものとします。

本状におけるお客様情報の共有の詳細：

本状により、以下の通り、お客様情報を「HSBCグループ会社」内で共有させていただきたいと存じます。

1. 共有の対象となるお客様情報の範囲：

次に定義する「非公開情報」

「非公開情報」とは、「HSBCグループ会社」が過去および将来にわたり、業務上知り得たお客様およびお客様の関係者(お客様が所属されるグループ、実質的所有者・支配者、代表者、取締役、担当者等および代理人、信託の受益者、受託者または委託者等)の非公開情報(金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第12号に定める「非公開情報」を含みます。)を言います。

2. 「非公開情報」の共有を行う会社の範囲：

「HSBC在日会社」(香港上海銀行在日支店、HSBC証券、HSBC投信株式会社の3社)を含む「HSBCグループ会社」(HSBC Holdings plcおよび／またはその関連会社、子会社、関係会社ならびにそれらの支店及び事務所の総称または個別の会社等)を言います。

3. 「HSBCグループ会社」における「非公開情報」の共有の方法：

「非公開情報」は、口頭、書面、電子メール、共有データベースへのアクセス、またはその他の許容される情報共有手段により、共有されます。

4. 「HSBCグループ会社」における「非公開情報」の管理の方法：

適用法令および情報保護に関する社内方針および手順に従い、「非公開情報」に関する目的外利用や不適切なアクセスなどを防止すべく、「HSBCグループ会社」は必要な措置を講じます。

5. 「非公開情報」の利用目的：

「HSBCグループ会社」では、「非公開情報」を、次の目的のために、利用させていただきます。

- (1) コンプライアンス義務の遵守
- (2) 金融犯罪リスク管理行為の実施

コンプライアンス義務とは：

- (a) 法令等(お客様に関する本人確認およびお客様情報等の報告または開示を義務付ける法令等を含みます。)
- (b) 「HSBCグループ会社」を管轄する当局からの要求あるいは請求(報告の要求あるいは請求を含みます。)
- (c) 国際的ガイダンス
- (d) 前記の事項に関連する「HSBCグループ会社」の方針および手続き(お客様の本人確認またはその精査に関する方針・手続きを含みます。)を遵守する「HSBCグループ会社」の義務を言います。

金融犯罪とは:

資金洗浄(マネー・ロンダリング)、テロリストへの資金供与、贈収賄、汚職、脱税、詐欺、経済制裁や取引制裁の回避などやこれらに関連する法律の違反もしくは違反を回避しようとする行為や試みをいいます。

金融犯罪リスク管理行為とは:

金融犯罪の発見、調査、防止に関するコンプライアンス義務を果たすために「HSBCグループ会社」が適切と考える行為をいいます。

法令等とは:

関係地域又は外国において適用されるあらゆる制定法、法律、規制、条例、規則、判決、布告、自主規制、指令、制裁制度、裁判所の命令、「HSBCグループ会社」と当局との間の合意又は当局間の合意若しくは条約、協定で「HSBCグループ会社」に適用されるものをいいます。

6. 「非公開情報」の共有停止の要求(オプトアウト)について:

お客様が「HSBC在日会社」のいずれか1社に、「非公開情報」の「HSBCグループ会社」における共有の停止を要求(オプトアウト)された場合には、当該要求以降に「HSBC在日会社」が取得した非公開情報については、「HSBCグループ会社」において共有いたしません。

ただし、適用法令または情報同意書により認められている場合には、情報共有を行うことがあります。

適用法令により認められている「非公開情報」の共有とは、以下の場合を含みます。

- (a) 「HSBCグループ会社」の内部の管理および運営に関する業務(法令遵守管理、損失の危険の管理、内部監査・内部検査、財務、経理、税務、有価証券の売買・デリバティブ取引その他の取引に係る決済およびこれに関連する業務を言います。)を行うための情報共有
- (b) 法令等に基づいて行う情報共有

また、すでに「HSBCグループ会社」内で共有されており、共用データベースまたはその他の格納

場所に保存されている「非公開情報」につきましては、共有の停止を要求された後も引き続き上記4(「HSBCグループ会社」における「非公開情報」の管理の方法)に従い保有し、上記5(「非公開情報」の利用目的)のために利用させていただきます。

最後に、金融犯罪に立ち向かうための法律や規則上の義務を遵守し、より高品質の金融サービスをお客様にご提供させて頂く為、お客様情報の「HSBCグループ会社」における共有につきご理解を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

お客様の情報の共有に関する個別のお問い合わせまたはご意見に関しましては、「HSBC在日会社」の営業担当者にご連絡くださいますようお願い申し上げます。